

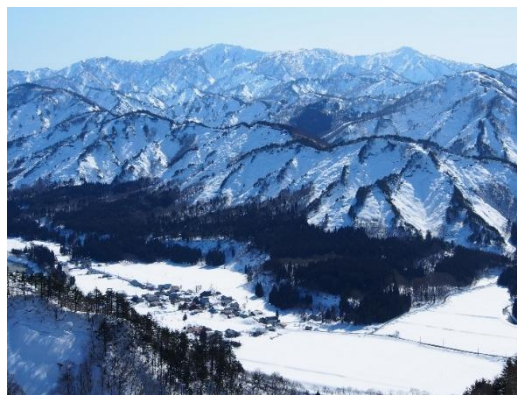
2025年9月29日(月)



只見ユネスコエコパーク推進協議会



只見ユネスコエコパーク定期報告の ユネスコ最終審査結果について



1 内 容

2014 年、只見町全域及び檜枝岐村の一部地域は、ユネスコの実施する人と自然との共生の国際モデル地域「ユネスコエコパーク」に登録されました。登録から 10 年が経過した 2024 年、只見ユネスコエコパークの管理主体である只見ユネスコエコパーク推進協議会は、10 年間の活動や変化を記した定期報告書について文部科学省を通じてユネスコへ提出しました。この 2025 年 9 月 27 日、中国・杭州市において第 37 回「人間と生物圏（MAB）」計画国際調整理事会（ICC）が開催され、只見ユネスコエコパークの定期報告の審査が行われたのでその結果をお知らせします。**審議の結果、只見ユネスコエコパークは「Meets the criteria of the Statutory of Framework of the WNBR（ユネスコエコパーク世界ネットワークの法定枠組みの基準を満たしている）」と評価され、登録が継続となりました。**同協議会の渡部勇夫会長（只見町長）は、「只見ユネスコエコパークの 10 年の活動を評価いただきました。関係者の皆様に深く御礼申し上げます。只見ユネスコエコパークのますますの発展のために、引き続きご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。」とコメントしました。

2 問合せ 只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局
(只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係 内)
電 話 0241-82-5963

(参考資料)

2025 年 2 月 17 日から 21 日に開催された第 31 回生物圏保存地域国際諮問委員会（IACBR）の会議報告書（第 37 回 MAB 計画国際調整理事会資料）の抜粋

https://articles.unesco.org/sites/default/files/medias/fichiers/2025/09/SC-25-CONF.237-12rev_EN_Periodic_Review.pdf より只見ユネスコエコパークについての勧告のみの抜粋、仮訳

690. 只見ユネスコエコパーク（日本）。諮問委員会は、2014 年に指定された只見ユネスコエコパークの最初の定期審査報告書の提出を歓迎した。
691. 只見ユネスコエコパークは、日本福島県に位置し、総面積 78,032 ヘクタールをカバーしています。同サイトは、自然環境、文化、および取り組みを基盤に生物圏保存地域として指定され、2011 年の東日本大震災および福島第一原子力発電所事故後の福島県における復興努力に貢献しました。
692. 該地域は、豪雪地帯の深い山間部に位置し、自然のブナ林に囲まれています。雇用者数と割合で主要な産業は、農業、製造業、建設業です。
693. 過去 10 年間、この地域は人口減少が進み、2014 年の 4,573 人から 2023 年 4 月には 3,750 人まで減少しました。同じ期間に人口の高齢化が進み、65 歳以上の人口の割合は 43.2%から 48.9%に増加しました。
694. 諮問委員会は、サイト北部の蒲生岳地域が越後三山・只見国定公園の特別地域に指定されたことに伴い、移行区域の 119 ヘクタールが緩衝区域に再指定されたことを指摘しました。
695. 2015 年、只見ユネスコエコパーク推進協議会は、サイトの管理と運営に関する指針を定める「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」を策定しました。次期期間（2025～2035 年）の管理計画は、第 1 期（2015～2024 年）における管理・調整活動の有効性評価に基づき策定されます。諮問委員会は、主要な管理主体である只見町が主導して過去 10 年間に達成された成果の一部についても指摘しました：
- a. 2016 年に「只見町の野生動植物を保護する条例」が制定され、只見ユネスコエコパーク内の自然環境および野生動植物の保護と保全が図られています。この条例は、十分な保護措置が講じられていない移行区域における生物多様性の保護と保全に重要な役割を果たしています。
 - b. 只見ユネスコエコパーク内のすべての小学校と中学校がユネスコスクールに加盟し、『只見学』（郷土学習）をはじめとする活動を通じて SDGs の実現に取り組んでいます。
 - c. 自然資源、農産物、伝統的な技術を活用した地元製品のブランド化プロジェクトが実施されています。このプロジェクトは、「自然首都・只見」というフレーズを掲げ、地域資源を持続可能な方法で活用し、伝統的な生活様式や文化的方法を発展させる取り組みを促進し、地域経済活動に貢献することを目的としています。

696. 諮問委員会は、只見ユネスコエコパークの北西部にある国道 289 号線の通行不能区間の建設工事についても留意しました。この区間は、緩衝地帯の 11km にわたり自然のブナ林 (*Fagus crenata*) を通過しています。道路の立地と関連施設は、ユネスコエコパーク指定時に移行区域として分類されました。このプロジェクトは、環境影響評価の対象となる規模の公共事業ではありません。
697. 只見ユネスコエコパーク推進協議会は、道路開通に伴う影響と対策について、諮問機関を通じて調査を実施し報告しました。建設計画の変更は困難であることから、報告書では、影響を最小限に抑えるための一連の対策が提示された。その後、事業主体である福島県および国土交通省は、只見町、只見ユネスコエコパーク推進協議会およびその諮問機関と協力し、ユネスコエコパークの原則と目標を実現するためにあらゆる措置を講じることを発表した。
698. 諮問委員会は、この地域は世界ユネスコエコパークネットワーク (WNBR) の法定枠組みの基準を満たしていると結論付け、関係する国および県当局、ならびに只見ユネスコエコパーク推進協議会に対し、道路建設 (国道 289 号線) がユネスコエコパークの機能に与える影響を監視し、その影響に対処するためにあらゆる可能な措置を講じるよう引き続き努力するよう奨励した。
699. 諮問委員会はまた、関係地方自治体に対し、国、県、民間企業など、さまざまな資金源からユネスコエコパーク活動のための資金援助を拡大するよう奨励した。
700. 最後に、諮問委員会は、過去 10 年間の成果、主な変化、課題について、有益かつわかりやすいデータ、図表、写真を用いて包括的に記述した、よく練られた定期レビュー報告書に感謝の意を表した。